

そこが知りたい！

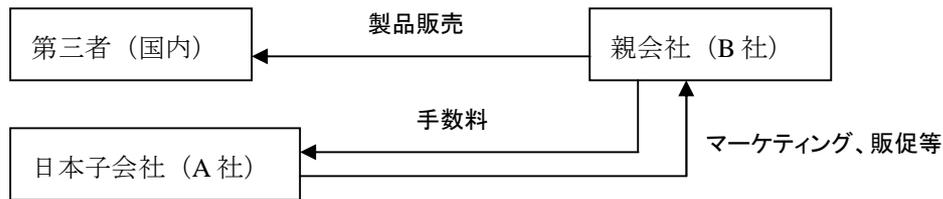
## 太陽 ASG 国際税務ニュースレター

今回のテーマ： 移転価格判決（平成 20 年 10 月 30 日東京高裁：アドビ事件）

アドビシステムズ株式会社に、移転価格税制を適用した課税処分等の取消しを求めた事案の控訴審において、東京高裁は、控訴人の主張を認容して原判決を取消す逆転判決を言渡しました（東京高等裁判所平成 20 年（行コ）第 20 号）。

控訴人（A 社）は外国法人の 100% 日本子会社で、親会社（B 社）が日本で販売するソフトウェアに関するマーケティングやサポート活動を行っていましたが、その対価として A 社は「経費 + 国内売上高 × 1.5%」に相当する手数料を受け取っていました。

[本件の取引]



これに対し課税庁は、本件手数料の算定につき、役務提供者ではなく、同種の製品について受注販売方式で再販売を行う業者を比較対象法人に選定し、比較対象法人における売上総利益率を B 社の日本国内での売上高に乗じて、A 社の手数料を算定しました。

### 原審の判断

A 社が行っているマーケティング等の役務提供は、再販売取引において再販売者が行う活動内容と類似し、また A 社は、在庫リスクを負担していないという点で受注販売方式を採る再販売者である比較対象法人と機能及びリスクの面で類似しているとして、課税庁が採用した再販売価格基準法に準ずる方法と同等の方法を相当と認めました。

### 控訴審の判断

控訴審では以下のように判示した上で、更正処分を取消しました

A 社が果たす機能と比較対象法人が果たす機能を比較すると、A 社は B 社との業務委託契約に基づき、卸売業者等に対して販売促進等のサービスを行うことを内容とするものであって、法的にも、経済的実質においても役務提供取引と解することができるのに対して、比較対象法人は、対象製品であるグラフィックソフトを仕入れてこれを販売するという再販売取引を中核とし、その販売促進のために顧客サポート等を行うものであって、A 社と比較対象法人とがその果たす機能において看過し難い差異があることは明らかである。

A 社が負担するリスクと、比較対象法人が負担するリスクとを比較すると、A 社は、本件業務委託契約上、B 社から、日本における純売上高の 1.5% 並びに A 社のサービスを提供する際に生じた直接費、間接費及び一般管理費配賦額の一切に等しい金額の報酬を受けるものとされ、報酬額が必要経費の額を割り込むリスクを負担していないのに対し、比較対象法人は、その売上高が損益分岐点を上回れば利益を取得するが、下回れば損失を被るのであって、本件比較対象取引はこのリスクを想定（包含）した上で行われているのであり、A 社と比較対象法人とはその負担するリスクの有無においても基本的な差異があり、これは受注販売形式を採っていたとしても変わりがない。

### お見逃しなく！

- 本件ではシークレットコンパラブルの違法性についても争点とされましたが、控訴審では、本件手数料の独立企業間価格相当性のみが判示されたため、大きな争点が残されたままとなりました。
- そもそも「経費 + 国内売上高 × 1.5%」という計算方法が A 社の役務提供の対価として妥当なのかという問題が依然として残ります。